

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成25年7月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社デジタルガレージ
証券コード	4819
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

2【提出者（大量保有者）/2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド (JF Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

3【提出者（大量保有者）/3】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（台湾）リミテッド (JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)
住所又は本店所在地	中華民国、110 台湾、台北、シンイ区、ソンジ・ロード1号、20階
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

4【提出者（大量保有者）/4】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	JPモルガン証券株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

5【提出者（大量保有者）/5】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (J.P.Morgan Clearing Corp.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦

電話番号	03(6888)-1000
------	---------------

3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年7月18日
訂正される提出書類名	変更報告書No.2
訂正される提出書類の提出日	平成25年7月25日
訂正前	(本文) 第1【発行者に関する事項】 上場金融商品取引所 <u>大阪</u>
訂正後	(本文) 第1【発行者に関する事項】 上場金融商品取引所 <u>東京</u>